

丹波中学校「いじめ防止基本方針」

丹波山村立丹波中学校

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめの定義（いじめ防止対策推進法2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組んでいく。

- ・いじめは、人間として決して許されない行為である。
 - いじめは許さない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
 - いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ・いじめは、どの生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ・いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・いじめは、様々な様態がある。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは、解消後も注視が必要である。
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ・いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2. いじめ対策の組織

- ・毎月開催される職員会議において情報交換の時間を設定し、問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報交換、指導のあり方について検討する。
- ・いじめ防止に関する措置を、実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーによる「いじめ対策委員会」を設置し、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

3. いじめの防止等のための対策

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、未然防止に向け生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、生徒自らがいじめを自分たちの課題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

いじめの未然防止

- ・いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進める。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交渉能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。

いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する「困りごと調査」を年3回実施する。

- ・調査実施後、担任との面談を実施する。
- ・普段の何気ない表情の変化、生活ノートや連絡帳、作文、身体測定時の観察等を意識して行う。
- ・生徒及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう教職員が普段から信頼関係の構築に努めるとともに、スクールカウンセラーの活用など相談体制の整備を行う。

いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付け実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように必要な啓発活動を行う。

4. いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合はいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育をうけられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、丹波山村教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

5. いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間計画を確認し、組織体制を整える。

平成26年3月 策定
令和6年4月 改定